

「新しい製品を開発したい」「異なる分野で顧客を開拓したい」といったチャレンジを後押し



## 新技術・新製品の研究開発や販路開拓を応援します

横浜市では、市内中小企業の競争力強化に向けた成長・発展を後押しするため、2つの支援制度を活用する事業者を募集します。

### ① 中小企業新技術・新製品開発促進助成金 ② 販路開拓支援事業【トライアル発注】

制度の活用をご検討の市内の中小企業の方は、是非お申し込みください。

また、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を受けながらも、研究開発や販路開拓に取り組む事業者に対しては審査において加点措置を講じます。

## 1 中小企業新技術・新製品開発促進事業について

### ① 中小企業新技術・新製品開発促進助成金

中小企業の新技術・新製品開発を支援するため、分野を問わず研究や開発に取り組むための経費への助成を行います。

助成対象事業内容	助成限度額	助成率	助成対象期間
<b>開発可能性調査</b> 新技術・新製品開発を行うために必要な企画・立案・情報収集等の開発可能性調査	100万円	対象経費の 2/3以内	令和2年4月1日 ～3年1月29日
<b>研究</b> 新技術・新製品開発を行うために必要な応用研究	1,000万円		
<b>開発</b> 新技術・新製品開発	1,500万円		

**事前相談期間（必須）4月16日（木）～6月12日（金） 申請書提出期限6月18日（木）17時**

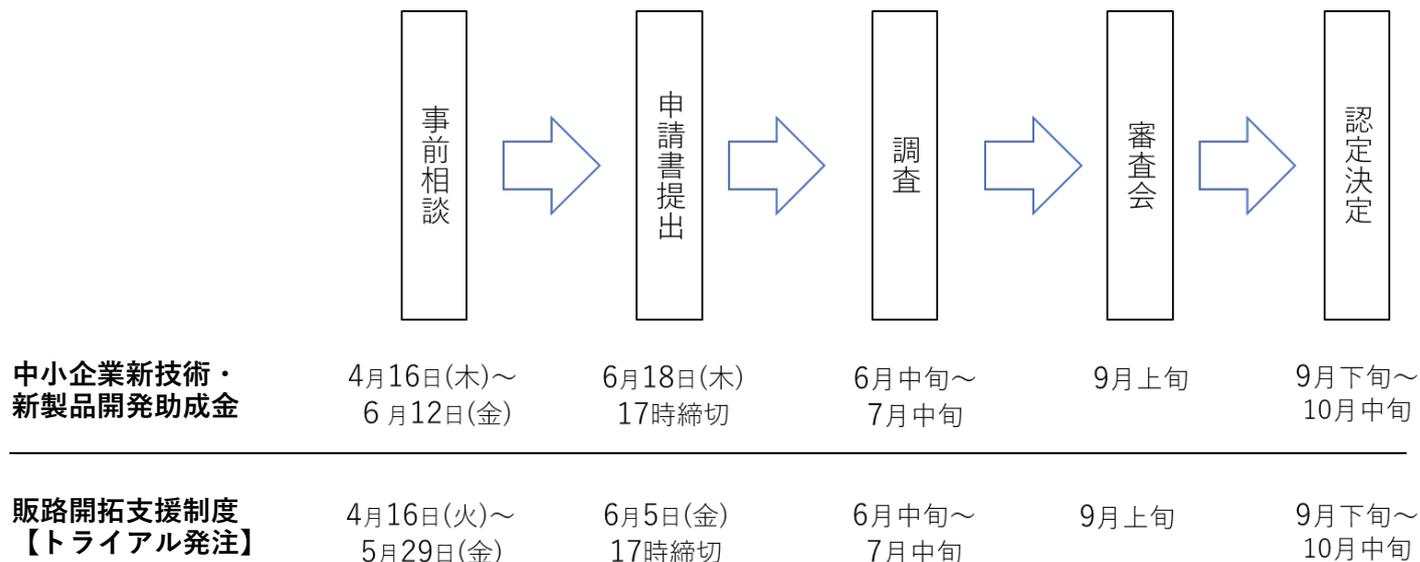
### ② 販路開拓支援制度【トライアル発注】

市の機関において用途が見込まれ優れた商品を保有する事業者を販路開拓支援の対象事業者として認定します。行政現場で試用の希望があった場合、購入又は借入を行い、試用・評価します。

認定後の販路開拓支援メニュー	内容	支援期間
横浜市の行政現場での購入又は借入・試用	市の行政現場から試用の希望があり、価格などの条件が一致した場合、市で購入又は借入をし、試用します。	認定の日から 1年間
県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ2021」への無料出展	左記見本市の「横浜ものづくりゾーン」への出展	
販路開拓やPRのコンサルタントを無料派遣	12回まで利用可能	
商品等に係る資金調達支援	横浜市中小企業融資制度「よこはまプラス資金（公的事業タイアップ）」 *融資の実行をお約束するものではありません。	

**事前相談期間（希望制）4月16日（木）～5月29日（金） 申請書提出期限6月5日（金）17時**

## 2 申請スケジュール ※支援制度により受付期間が異なりますので、ご注意ください。



中小企業新技術・新製品開発助成金は、6月12日(金)までの事前相談が必須です。

事前相談は昨年度まで来訪対応のみでしたが、今年度は来訪に加え、メール、電話でも対応します。来訪の場合は、予約が必要となりますので、下記連絡先までお願いします。

申請に関するお問い合わせ先 | 横浜市経済局ものづくり支援課 SBIR担当

【電話】045-671-2567

【メール】[ke-sbir@city.yokohama.jp](mailto:ke-sbir@city.yokohama.jp)

※ 事前相談では、申請要件・申請内容について確認をします。

### お問い合わせ先

経済局ものづくり支援課長

高柳 友紀

Tel : 045-671-3839